

平成18年4月17日

七尾市長 武 元 文 平 様

七尾市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 三 林 隆

行政文書不存決定に対する異議申立てについて

答 申

平成18年3月7日付け発男女第84号で七尾市長から諮問のあった標記の件について審査した結果、当審査会の意見を以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

七尾市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、不存で開示できない旨決定したのは正当として是認できる。

2 異議申立てに至る経緯

1) 公開請求の内容

平成18年1月19日、異議申立て人が実施機関に対し七尾市情報公開条例第6条第1項の規定により行政文書の公開請求を行った。

（公開請求の文書）

- ・ 七尾市〇〇地区土地区画整理事業土砂運搬差額工事設計書中の諸経費計算書
- ・ 平成17年度総会議事録

2) 実施機関の決定

平成18年1月30日、実施機関は行政文書を保有していない理由を次のとおり付して、行政文書不存決定を行い、異議申立て人に通知した。

（行政文書を保有していない理由）

- ・ 区画整理組合施工工事の設計書のため
- ・ 事業計画の変更等行政手続きに係る議決事項がなかったため

3) 異議申立て

平成18年2月2日、異議申立て人は本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

4) 諮問

平成18年3月7日、実施機関は七尾市情報公開条例第19条第1項により七尾市情報公開審査会に対して諮問を行った。

3 異議申立て人の主張要旨

1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消しを求めるというものである。

2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 異議申立て人が七尾市〇〇土地区画整理事業組合に対して組合員の一人として関係資料及び議事録の閲覧、写しの交付申請をしたが拒否された。

イ 組合の監督官庁である七尾市に、組合の不適切な行為を調査、指導するように申し入れているが解決していない。

ウ 組合施行の土地区画整理事業でも情報が公開されて公平さが確保される。関係資料は地権者に対して閲覧に供するのが当然である。

エ 七尾市は〇〇土地区画整理事業を指導し監督する立場として、公平性、透明性に疑義を生じる事があれば積極的に対応すべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 七尾市〇〇地区土地区画整理事業土砂運搬差額工事設計書中の諸経費計算書は、組合が施工する工事の設計書のため七尾市は保有していない。

イ 平成17年度総会議事録については、事業計画の変更等行政手続きに係る議決事項がなかったため、七尾市への報告義務がなく、七尾市は保有していない。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立て人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

1) 本件対象文書について

本件公開請求にかかる文書は、七尾市〇〇地区土地区画整理事業組合施工の工事設計書と同組合の議事録である。

2) 本件対象文書の不存在について

異議申立て人は、異議申立書において「七尾市は〇〇土地区画整理事業を指導し監督する立場として、公平性、透明性に疑義を生じる事があれば積極的に対応すべきである。」と主張している。

ところで、本件対象文書を実施機関が保有していない（不存在である）ことは、異議申立

人においても認めている。問題は、実施機関において本件対象文書を組合に対する指導監督権限を行使して提出させて保有したうえで、異議申立人に公開すべきかどうかである。この点であるが、実施機関によるこの面での指導監督権限の行使は、特段の事情のない限り、いわゆる裁量権の行使の問題であると思われる。本件では、実施機関が裁量権不行使の違法性を犯し、その結果として本件対象文書を保有していないという事情は見られない。

以上の次第であり、実施機関が、本件異議申立て対象文書を保有していないことに問題はなく、同文書の不存在を理由に開示できない旨決定したのは正当として是認できる。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

平成18年3月 7日 諮問書及び実施機関の諮問事項資料の受理

平成18年3月30日 審議

(参考)

七尾市情報公開及び個人情報保護審査会

氏 名	職 業 等	備 考
浦田 一代	弁護士	
尾島 茂樹	金沢大学教授	
長部 教孝	司法書士	
西川勘次郎	司法書士	
三林 隆	弁護士	審査会会長

(五十音順：平成18年3月現在)